

鉾田市教育大綱の策定について

令和 7 年度第 1 回鉾田市総合教育会議 資料
令和 7 年 6 月 25 日 政策企画部政策秘書課

次 第

- 1.教育大綱・教育振興基本計画について
- 2.各種計画との関係について
- 3.鉾田市教育大綱の策定について

1. 教育大綱・教育振興基本計画について

(1) 教育大綱とは

- 地方公共団体の長が、国の教育振興基本計画の方針を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3において、地方公共団体の長に対して策定の義務が課されている。
- 大綱の策定又は変更にあたっては、あらかじめ総合教育会議において協議する必要がある。

1. 教育大綱・教育振興基本計画について

(2) 教育振興基本計画とは

- 地方公共団体が、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるもの。
- 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項において、地方公共団体に対して策定の努力義務が課されている。

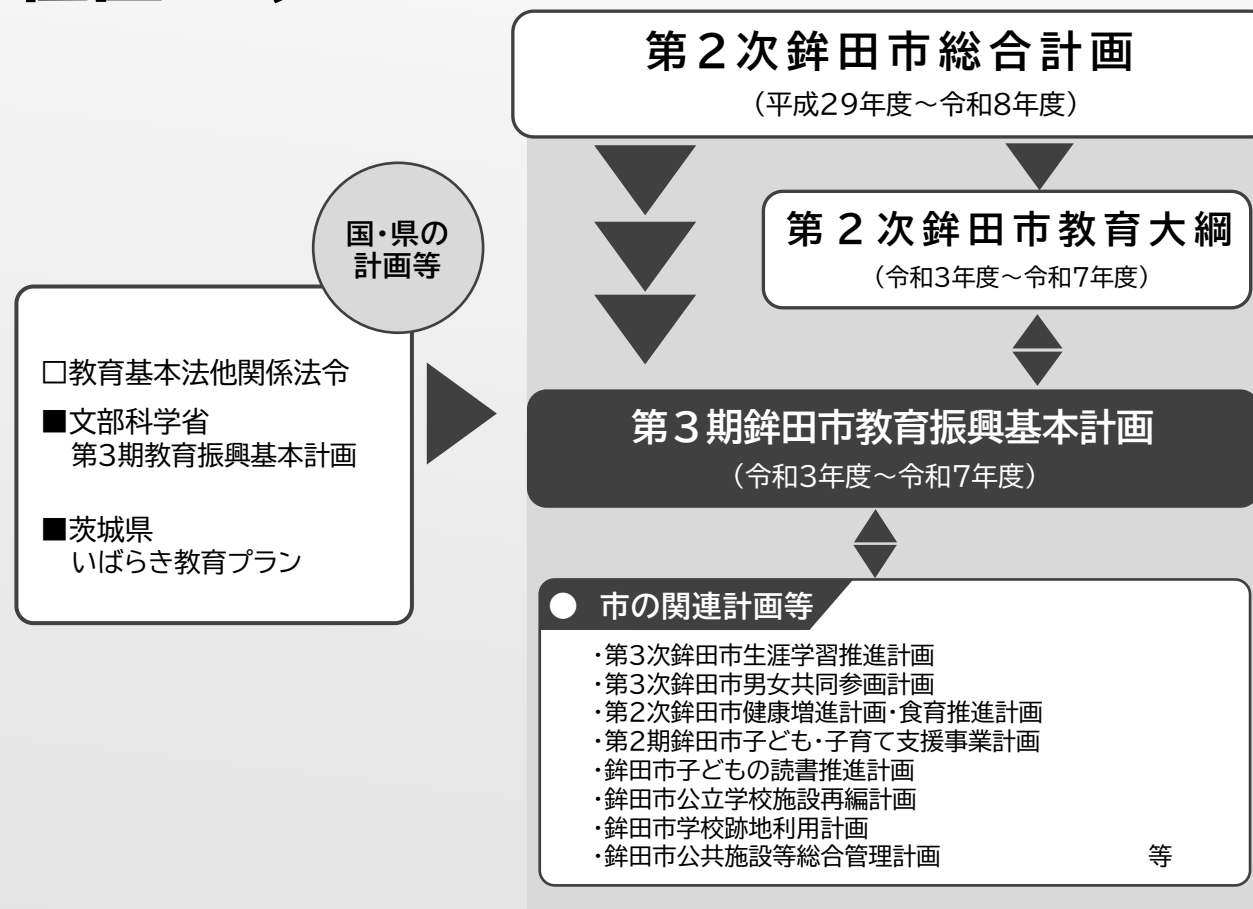
1. 教育大綱・教育振興基本計画について

(3) 教育大綱と教育振興基本計画の関係について

- どちらが上位という明確な位置付けはない。
- 地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えたと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされている。
(平成26年7月17日文部科学省通知)

1. 教育大綱・教育振興基本計画について

(4) 計画の位置づけ



2. 各種計画との関係について

名称／年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
銚田市総合計画		第 2 次											
銚田市教育大綱	第 1 次					第 2 次							
銚田市教育振興基本計画	第 1 期		第 2 期		第 3 期								
いばらき教育プラン（県）													
教育振興基本計画（国）			第 3 期					第 4 期					

3. 鉾田市教育大綱の策定について

次期鉾田市教育大綱の策定にあたって

- 鉾田市教育大綱の策定においては、教育委員会が策定する鉾田市教育振興基本計画と整合性、連動性を図りながら策定している。
- 次期鉾田市教育大綱の策定についても、引き続き教育委員会との連携を密にしながら、総合教育会議において協議を進め、令和7年度末までの策定に向けて取り組んでいく。